

取扱職種の範囲等

株式会社SPOTTED

有料職業紹介事業 許可番号: 13-ユ-313049

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。

職種: 全職種

地域: 国内

苦情の処理に関する事項

求職者及び求人者からの苦情については、職業紹介責任者が誠意をもって対応いたします。

求人者の情報に関する取扱いに関する事項

求人者の情報の取り扱いの責任者は、職業紹介責任者です。情報の範囲は、職業紹介に係るものに限りします。

求人者の情報及び個人情報の取扱いに関する事項

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、有料職業紹介事業に携わる従業員及び管理部門の従業員とします。個人情報取扱責任者は各事業所の職業紹介責任者とします。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を停滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとします。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切な処理をすることとします。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、上記1の個人情報取扱責任者としてすることとします。

手数料等に関する事項

- 求職者から徴収する手数料等はありません。
- 求人者から法令に基づき当社が管轄省庁に届け出た手数料上限額(消費税分を含まない金額であり、消費税は別途徴収します。下記参照)の範囲内で、契約等で求人者と合意した人材紹介手数料を申し受けます徴収する手数料については下記手数料表のとおりです。

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 35 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 35 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 35 % 手数料負担者は 求人者 とします。

【サーチ／スカウト型】

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 150,000円 活動1日あたり 15,000円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 35 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に関する事項



返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を返礼する制度)は以下の通り規定しています。尚、実際の制度については個別に契約書で求人者と合意した契約書に基づきます。

在職期間が3ヶ月未満:手数料の50%

株)SPOTTED

TEL:03-6869-4800 窓口対応担当 または サイト上の「お問い合わせフォーム」でお寄せください。